

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）
 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）

改正案	現行
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 機構法第十条第一項第七号に規定する石綿による健康被害の救済に関する事項</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>十一（略）</p> <p>（区分経理等）</p> <p>第十条 機構は、機構法第十二条に規定する勘定として、同法第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については公害健康被害補償予防業務勘定を、同法第十条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理については石綿健康被害救済業務勘定を、その他の業務に係る経理については基金勘定を設けなければならない。</p> <p>附則</p> <p>（石綿健康被害救済基金の取崩しの認可の申請）</p>	<p>（事務所）</p> <p>第一条 独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>（区分経理等）</p> <p>第十条 機構は、機構法第十二条に規定する勘定として、同法第十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理については公害健康被害補償予防業務勘定を、その他の業務に係る経理については基金勘定を設けなければならない。</p> <p>附則</p> <p>（環境事業団法施行規則等の廃止）</p>

第九条 機構は、機構法附則第二十九条の規定による石綿健康被害
救済基金の取崩しの認可を受けようとするときは、次に掲げる事
項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 取崩しを必要とする理由

二 取崩しの額

三 その他必要な事項

第九条 環境事業団法施行規則（昭和四十年厚生省・通商産業省令
第一号）、環境事業団の業務方法書に関する省令（昭和六十二年総
理府・通商産業省・建設省令第一号）及び環境事業団が行う宅地造
成事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測
及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の
保全のための措置に関する指針等を定める命令（平成十年総理府・
通商産業省令第二号）は、廃止する。